

## 一宮市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、重度障害者等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定による日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者福祉の増進に資することを目的とする。

2 前項の事業のうち、住宅改修費の給付は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における日常生活又は社会生活を営むための支援を図り、もって障害者福祉の増進に資することを目的とする。

3 第1項の事業のうち、点字図書の給付は、視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にし、もって障害者福祉の増進を資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「障害者等」とは、法第4条第1項及び第2項に掲げる者をいう。

2 この要綱（第1条第1項を除く。）において「用具」とは、別表1の「用具名」欄に掲げる日常生活用具のうち、点字図書及び居宅生活動作補助用具を除いたものをいう。

3 この要綱において「用具等」とは、用具及び住宅改修費をいう。

(給付の内容及び対象者)

**第3条** 給付を受けることのできる日常生活用具の種目は、別表1の「用具名」欄に掲げるものとする。

2 日常生活用具の給付を受けることのできる者は、一宮市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により一宮市の住民基本台帳に記録されている者で、別表1の「対象者」欄に掲げる障害者等とする。

3 前項の規定にかかわらず、一宮市において、法の規定により給付を受けている者で、他の市町村で日常生活用具の給付を受けることができない場合は、給付（住宅改修費の給付を除く）の対象とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、他の市町村において、法の規定により給付を受けている者で、日常生活用具の給付を受けることができる場合は、給付の対象としない。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）により、福祉用具として定められ、これによる貸与又は購入費の支給を受けられる場合及び同法第7条の要介護者又は要支援者に認定されなかったために支給を受けられない場合は、給付の対象としない。

6 前項の規定は住宅改修費の給付に準用する。この場合において、「福祉用具として定められ、これによる貸与又は購入費」とあるのは、「住宅改修費」と読み替えるものとする。

（申請）

**第4条** 用具等の給付を受けようとする者（ただし、対象者が満18歳未満のときはその保護者とする。以下「申請者」という。）は、一宮市重度障害者等日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、一宮市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 用具の製作もしくは販売または住宅の改修を業とするもの（以下「業者」という。）が作成した見積書（住宅改修費の給付にあつては、使用する材料及び工事費などを明らかにしたもの）
- (2) 用具の外観及び性能を明らかにするもの（点字器、頭部保護帽、人工喉頭、T字状・棒状のつえ、ストーマ用装具、洗腸用具、紙おむつ等、収尿器及び住宅改修費を除く）
- (3) 医師の意見書（様式第2号。別表1で提出が必要とされている種目及び福祉事務所長が必要を認めた場合に限る）
- (4) 住宅改修費にあつては、改善の内容が分かる図面及び改善する箇所を撮影した写真並びに借家の改修においては、所有者が改修を承諾したことを証する書面（様式第3号）
- (5) 次条第1項に規定する再交付の申請にあつては、用具を製作したものが作成した修理不能を証する書面（様式第4号）
- (6) その他福祉事務所長が必要と認めた書類

2 点字図書の給付を受けようとする者は、申請書に別表2に掲げる点字図書給付対象出版施設（以下「点字出版施設」という。）が発行する点字図書発行証明書（様式第5号）を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

（同一の用具の再交付に係る申請）

**第5条** 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請は、前回の給付日より別表1の「耐用年数」欄に掲げる期間（以下「耐用年数」という。）を経過していない場合は、給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでな

い。

- 2 耐用年数を経過した後の申請については、修理不能の場合もしくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器のほうが当該障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り再交付することができる。
- 3 他の市町村で用具の給付を受けた後、市内に転入した者については、この要綱により、既に給付を受けているものとみなし、前2項の規定を準用する。この場合において、第1項中「同一の用具」とあるのは、「用具の名称いかんにかかわらず同一の用途に使用する用具」と読み替えるものとする。

(給付の決定及び却下)

**第6条** 福祉事務所長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書(様式第6号)を作成し、用具等の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第7号)により、給付を却下したときは、日常生活用具却下決定通知書(様式第8号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により用具等の給付を決定したときは、申請者に日常生活用具給付券(様式第9号。以下「給付券」という。)を交付し、業者に日常生活用具給付決定連絡書(様式第10号)を送付するものとする。
- 3 福祉事務所長は、第4条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、点字図書給付台帳(様式第11号)に所定の事項を記載し、点字図書発行証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(費用の負担)

**第7条** 用具等の給付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、用具の購入に要する費用または住宅改修費(以下「費用」という。)のうち100分の10に相当する額(以下「自己負担額」という。)を直接業者に支払わなければならない。ただし、費用が、別表1の「基準額」の欄に定める額(以下「基準額」という。)を超える場合は、基準額の100分の10に相当する額を自己負担額とし、これに基準額を超える部分の額を加えた額を直接業者に支払わなければならない。

- 2 同一の月における申請の自己負担額の合計は、前項の規定にかかわらず法第76条の規定により定められた額(以下「上限額」という。)を限度とする。
- 3 点字図書の給付に係る自己負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(用具の給付)

**第8条** 受給者が用具を受領したときまたは住宅改修工事が完了したときは、前条第1項及び第2項に規定する自己負担額を支払い、給付券に記名及び受領又は完了確認の押印をして、業者に提出するものとする。

2 点字図書発行証明書の交付を受けた者は、点字図書発行証明書に前条第3項に規定する自己負担額を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(業者への支払い)

**第9条** 市長は、業者から給付券を添えて用具等の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の購入に要した費用から第7条第1項及び第2項の規定により受給者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

2 市長は、点字出版施設から点字図書の給付に係る費用の請求があったときは、点字図書の価格から第7条第3項に規定する自己負担額を控除した額を支払うものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

**第10条** 福祉事務所長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、別表1に掲げる種目のうちストーマ装具及び紙おむつ等については、次のとおり給付券を一括して交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2月ごとに給付券1枚とすること。ただし、この場合、申請日の同月に使用する分または翌月に使用する分を始期とすること。

(2) 別表1の基準額(月額)の範囲内で1月に必要とする額の2倍(2月分)の額を給付券1枚に記載すること

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(連続する6月)までとすること

(4) 第7条第2項の自己負担額の規定は、使用する月にかかわらず申請日によること

(譲渡等の禁止)

**第11条** 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

**第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受給者に日常生活用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 自己負担額の全部又は一部を支払わなかったとき

(2) 偽りその他不正の手段によって用具の給付を受けたとき

(3) 給付された日常生活用具を目的に反し使用したとき

(4) 給付された日常生活用具を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供

したとき

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、日常生活用具の給付に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 平成17年4月1日前において、尾西市及び木曾川町で重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(重度身体障害者に対する日常生活の用具給付及び貸与について(平成12年3月31日障第267号。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別添)及び重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について(平成12年3月31日障第268号。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別添))に基づき給付決定を受けたもの並びに障害者等を対象とする住宅改修に対する補助金または住宅改修費の給付を受けたものは、この要綱で給付を受けたものとみなす。補装具給付事務取扱指針(補装具給付事務の取扱いに関する指針について(平成12年3月31日障第290号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別紙)に基づき交付決定を受けたものも、また同様とする。
- 3 施行日前において、重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(重度身体障害者に対する日常生活の用具給付及び貸与について(平成12年3月31日障第267号。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別添)及び重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について(平成12年3月31日障第268号。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別添))に基づき給付決定を受けたものは、この要綱で給付を受けたものとみなす。補装具給付事務取扱指針(補装具給付事務の取扱いに関する指針について(平成12年3月31日障第290号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別紙)に基づき交付決定を受けたものも、また同様とする。
- 4 一宮市視覚障害者(児)住宅リフォーム費給付要綱は廃止する。
- 5 施行日前において、一宮市住宅リフォーム補助金交付要綱に基づき補助金の交付決定を受けたもの及び一宮市視覚障害者(児)住宅リフォーム補助金交付要綱に基づき補助金の交付決定を受けたもの及び一宮市視覚障害者(児)住宅リフォーム費給付要綱に基づき給付決定を受けたものは、この要綱で給付を受けたものとみなす。
- 6 一宮市重度身体障害者(児)住宅リフォーム補助金交付要綱は廃止する。
- 7 施行日前において、一宮市重度身体障害者(児)住宅リフォーム補助金交

付要綱に基づき補助金の交付決定を受けたものは、この要綱で給付を受けたものとみなす。

**付 則**

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日(平成 24 年 7 月 9 日)から施行する。

**付 則**

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 一宮市難病患者等日常生活用具給付要綱(平成 16 年 3 月 10 日施行)は廃止する。

ただし、施行日前において、一宮市難病患者等日常生活用具給付要綱に基づき給付決定を受けたものは、この要綱で給付を受けたものとみなす。

**付 則**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。